

6. 都市防災に関する都市計画の方針

ア. 現状と課題

今世紀前半にも発生する可能性が高いと見られている「東南海・南海地震」が同時発生した場合、本県でも震度6弱から震度5弱の揺れが想定されている。

また、県内の内陸型地震の中で最も想定被害の大きな奈良盆地東縁断層帯による地震が発生した場合、県内で震度7から震度5強の揺れが想定されている。

このため、阪神・淡路大震災を教訓に、震災や火災等に強い都市構造の形成が求められている。

また、大和川流域においては、大阪平野への唯一の出口である亀の瀬の流下能力が低いことや河床が高い天井川が多いことから、大雨時の家屋浸水被害など洪水による被害を軽減・解消することが求められている。

イ. 基本方針

- ・安全・安心な都市づくりの推進に向けて、「奈良県地域防災計画」を踏まえ、集中的な被害を防止する多核型都市構造の形成や、緊急輸送路及び避難路となる交通ネットワークの強化に努めるとともに、体系的な防災拠点の配置を図る。
- ・公共施設の確保や老朽建築物の更新等により、密集市街地の防災性の向上を図る。

ウ. 都市防災のための主要な施策

(7) 震災に強い都市づくり

- ・本県の防災構造を強化するため、市街地再開発事業等の促進、共同溝の整備等ライフラインの耐震性の強化、建築物の耐火・耐震化などを奈良県地震防災対策アクションプログラム、奈良県耐震改修促進計画に基づき着実に実施する。
- ・避難地・避難路や延焼遮断帯を確保するため、道路、河川、公園、緑地等の都市基盤を整備する。
- ・密集市街地については、防災性の高い市街地の改善を図るため、密集住宅市街地整備促進事業、土地区画整理事業等の活用により、道路、公園等の公共施設を確保するとともに、老朽建築物の更新による不燃化等を促進する。

(4) 浸水被害に強い都市づくり

- ・浸水による被害に強い都市づくりを推進するため、河川改修事業や河川情報システムの充実強化、土地利用規制などハード・ソフトの両面から総合的な治水対策を推進する。

〈大和都市計画区域〉

- ・竜田川、富雄川等の河川改修事業や遊水地の建設、実盛川におけるダムの建設を推進するとともに、ため池の治水利用や校庭を利用した雨水貯留浸透施設の整備等の流域対策を総合的に推進する。

- ・ 大和川流域の治水安全度の早期向上が可能で下流部への流出量の低減にもつながる流出抑制対策と洪水調節施設の整備を大和川（直轄）沿いにおいて進める。

〈吉野三町都市計画区域〉

- ・ 紀の川（吉野川）流域の治水安全度を向上させるため、紀の川（吉野川）等の河川改修事業を推進する。

(ウ) 土砂災害等に強い都市づくり

- ・ 土砂災害等に強い土地利用の誘導を図るため、建築基準法に基づく災害危険区域、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険地域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域等を指定するとともに、施設整備などの対策を計画的に推進する。